

平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会

会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長から平成28年1月28日付け大総務第eー272号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市交通局長（以下「実施機関」という。）が、平成27年10月26日付け大交運第84号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成27年10月11日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「1. 大交運第79号『部分公開決定通知』にかかる決裁書一式。（意思決定にかかる起案者、決裁者、決裁ルート、合議ルートが明確にわかるもの） 2. 平成27年8月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において勤務した者の氏名が分かるもの。（大交運第66号で公開された『3ブロック、難波8名・休5名の勤務体制』との関係が分かるもの）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求のうち1に係る公文書を「情報公開請求に対する決定通知について（平成27年10月2日決裁）」（以下「本件文書1」という。）と、本件請求のうち2に係る公文書を「駅務管理部乗車券課社員配置表（平成27年8月3日）」以下「本件文書2」といい、本件文書1とあわせて「本件各文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件文書1のうち請求者の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びPiTaPa登録情報と本件文書2のうち駅務管理部乗車券課在籍社員の氏名を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当
(説明)

公開しないこととした部分については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年11月1日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第5条第1項第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書1について

(1) 公開しないこととした部分以外の部分が黒塗りされているので、公開を求める。

「請求者の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びPiTaPa登録情報」について非公開であると部分公開決定通知には記載してあるが、本件文書1の「(案1)」について、「平成■年■月■日■：■～■：■における」の部分が黒塗りにされている。日時・時刻情報について非公開決定がなされていないのに、ここを非公開とすることは不当である。この部分から個人を特定することは不可能である。

また同様に、「(案3)」について、「平成■年■月■日に」の部分は、上段の指摘と同様に、日時・時刻情報について非公開決定がなされていないのに、ここを非公開とすることは不当である。

「(案4)」についても、「平成■年■月■日（木）」の部分が公開されないのは不当である。特に、木曜日であるという事実は公開されているのに、日付が公開されないのは不可解である。日付の特定だけを問題にするのであれば、「平成27年8月■日（木）」という黒塗りでも問題はないだろうが、そもそも日付は公開対象なので公開されていないことが不当である。

(2) 「(案3)」について、「■（および指摘する事象）■に関して」とあるが、「に関して」の直前の■は、もともと「に」である。「に」は助詞であり、非公開対象ではないので公開とすべきである。

2 本件文書2について

(1) 株式会社大阪メトロサービス（以下「メトロサービス」という。）は、大阪市100%出資の子会社であるので、大阪市職員と同様、氏名や印影は全て公開されるべきである。

(2) 請求した内容の文書と異なる内容の文書が公開されているので、適切な文書を公開することを求める。

私が請求した文書は、「平成27年8月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において勤務した者の氏名が分かるもの。（大交運第66号で公開された『3

ブロック、難波8名・休5名の勤務体制』との関係が分かるもの)」であるが、本件文書2である「駅務管理部乗車券課社員配置表（平成27年8月3日）」では、この関係が分からないので、公開文書として不適切であり、請求した内容の文書と異なる内容の文書が公開されているので、不当である。適切な文書を公開すること。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書1について

- (1) 審査請求人は、日時・時刻情報について非公開決定がなされていないのに非公開とすることは不当であると主張している。実施機関が、本件決定において公開しないとした部分は、請求者の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びPiTaPa登録情報である。この日時・時刻情報は、当該利用者がなんば駅定期券発売所において、PiTaPaカードに登録型割引サービスの登録を申請し登録が完了した日付及び時間帯であり、公開しないとした部分のうちのPiTaPa登録情報に該当するため、非公開としたものである。
- (2) 審査請求人は、非公開部分の一部が助詞の「に」であるとして、この部分の公開を求めているが、主語及び助詞を併せて一体のものとみなして非公開としたものである。

2 本件文書2について

審査請求人は、「請求した内容の文書と異なる内容の文書が公開されている」と主張しているが、本件請求のうち2は、「平成27年8月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において勤務した者の氏名が分かるもの。（大交運第66号で公開された『3ブロック、難波8名・休5名の勤務体制』との関係が分かるもの）」という内容である。そこで、実施機関は、本件請求のうち2に係る公文書を本件文書2と特定した。本件文書2は、なんば駅定期券発売所を含む各定期券発売所に勤務する者全員の氏名が記載された配置表であり、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所で勤務した者の氏名が分かるものではないが、「3ブロック、難波8名・休5名の勤務体制」（なんば駅定期券発売所における勤務体制を定めたもので、平日には8名が勤務しており、日曜日及び祝日には5名が勤務していることが分かる表）と照合すると、なんば駅定期券発売所では、平日8名の社員が勤務しており、その8名はなんば駅定期券発売所に配置された11名のうちの8名であることが分かるものである。

なお、平成27年10月26日に、実施機関から審査請求人に連絡し、本件文書2について説明し、メトロサービスの社員の氏名は非公開となることもあわせて説明したところ、審査請求人から氏名が公開されないのなら不服申立てをするだけだから、部分公開で結構であるとの回答があった。したがって、本件請求のうちの2について本件文書2を特定することについては、審査請求人も了承したものと判断したものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各文書について

本件文書1は、実施機関に対して平成27年9月20日付けで行われた公開請求について実施機関が行った公開決定等に係る決裁文書であり、本件文書2は、なんば駅定期券発売所を含む各定期券発売所に勤務する者全員の氏名が記載された「駅務管理部乗車券課社員配置表」である。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第1号を理由に本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、本件文書1のうち、案1、案3及び案4に記載された年月日及び時間帯（以下「特定の年月日及び時間帯」という。）、案3の「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄の1行目に記載された助詞（以下「助詞」という。）並びに本件文書2のうち、定期券発売所従業員の氏名の公開を求めている。

また、実施機関は、本件請求のうち2について、本件文書2を特定したところ、審査請求人は、請求した内容の文書と異なる内容の文書が公開されているので、適切な文書を公開することを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、特定の年月日及び時間帯、助詞並びに定期券発売所従業員の氏名（以下「本件各情報」という。）の条例第7条第1号該当性及び本件文書2以外に特定すべき公文書の存否である。

4 本件各情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規

定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 特定の年月日及び時間帯の条例第7条第1号該当性について

当審査会において本件文書1を見分したところ、PiTaPa登録情報として非公開とされているのは、特定の年月日及び時間帯であった。

また、本件文書1は、公開請求に対する公開決定等を行う際の決裁文書であり、本件文書1において、特定の年月日及び時間帯以外に、公開請求者名、住所及び連絡先電話番号も非公開とされており、本件文書1において公開請求者名、住所及び連絡先電話番号以外には特定の個人の識別につながる情報は記載されていなかった。

以上を踏まえると、特定の年月日及び時間帯は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第1号に該当しない。

(3) 助詞の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件文書1に記載された主語及び助詞をあわせて一体のものとみなして非公開としたと主張しているが、助詞は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第1号に該当しない。

(4) 定期券発売所従業員の氏名の条例第7条第1号該当性について

本件文書2に記載された定期券発売所従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

ここで、実施機関によると、一般に、職務遂行に係る実施機関の職員の氏名は、慣行として公にしているが、定期券発売所従業員は、実施機関の業務委託先であるメトロサービスの社員であって、実施機関の職員ではないとのことであった。

また、実施機関によると、メトロサービスでは、メトロサービスの社員の氏名を公にする慣行はないとのことであった。

なお、審査請求人は、前記第3の2(1)のとおり、「大阪メトロサービスは、大阪市100%出資の子会社であるから、大阪市職員と同様、氏名…は全て公開すべきである。」旨主張しているが、実施機関によると、実施機関の出資を受けている法人等であることを理由に、当該法人等の職員の氏名を公にする慣行はないとのことであった。

以上を踏まえると、定期券発売所従業員の氏名は、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

また、定期券発売所従業員の氏名は、その情報の性質上、条例第7条第1号ただし書イ及びウにも該当しない。

したがって、定期券発売所従業員の氏名は、条例第7条第1号に該当する。

5 公文書の存否について

- (1) 審査請求人は、前記第3の2(2)イのとおり、本件請求のうち2において、「平成27年8月20日15:40～15:50頃、地下鉄難波駅定期券発売所において勤務した者の氏名が分かるもの。(大交運第66号で公開された『3ブロック、難波8名・休5名の勤務体制』との関係が分かるもの)」を求めたが、実施機関が特定した本件文書2は、請求した内容の文書と異なる内容の文書が公開されているので、不当である旨主張している。

一方、実施機関は、本件文書2は、なんば駅定期券発売所を含む各定期券発売所に勤務する者全員の氏名が記載された配置表であり、平成27年8月20日になんば駅定期券発売所で勤務した者の氏名が分かるものではないものの、「3ブロック、難波8名・休5名の勤務体制」と照合すると、なんば駅定期券発売所では、平日8名の社員が勤務しており、その8名はなんば駅定期券発売所に配置された11名のうちの8名であることが分かる旨主張している。

- (2) 実施機関に確認したところ、実施機関としては、本件請求のうち2の趣旨を平成27年8月20日になんば駅定期券発売所で勤務した者が分かるものを求める旨であると解したが、定期券発売所におけるメトロサービスの社員の配置については委託業務の内容として、メトロサービスが決定することであって、実施機関は関与しておらず、審査請求人が求める平成27年8月20日になんば駅定期券発売所において勤務した8名の氏名が分かるものは保有していなかったため、その8名を含む、なんば駅定期券発売所に配置された11名の氏名が記載された本件文書2を保有していたので、本件文書2を特定したとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書2以外に他に特定すべき公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田健介、委員 岡田さなゑ、委員 久末弥生

別表 公開すべき部分

- | | |
|---|--|
| 1 | 本件文書1のうち、案1、案3及び案4に記載された年月日及び時間帯 |
| 2 | 本件文書1のうち、案3の「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄の1行目に記載された助詞 |

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第109号

年 月 日	経 過
平成27年12月21日	諮問及び弁明書の提出（平成27年度諮問受理第100号）
平成27年12月25日	審査請求人から反論書の提出（平成27年度諮問受理第100号）
平成28年1月28日	諮問及び弁明書の提出（平成27年度諮問受理第109号）
平成28年7月13日	審議（論点整理）
平成28年9月28日	審議（論点整理）
平成28年10月4日	審議（論点整理）
平成28年10月24日	審議（論点整理）
平成28年11月29日	実施機関理由説明
平成28年12月6日	審議（論点整理）
平成28年12月19日	審議（論点整理）
平成29年2月22日	審議（答申案）
平成29年3月10日	審議（答申案）
平成29年5月19日	審議（答申案）
平成29年6月7日	審議（答申案）
平成29年9月1日	答申